



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第4095号 平成29年3月30日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
175	利用料金の額を承認した件	とくしま文化振興課
176	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
177	徳島県土地利用基本計画を変更した件	同
178	宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を指定する件	住宅課 建築指導室

### 【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
3	徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

### 【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
4	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第七十五号

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）（第八条第二項の規定に基づき、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額	
		個 人	団体（二十人以上をいう。）
小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者	一人一回	二〇〇円	一六〇円
高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	一人一回	三〇〇円	二四〇円
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人一回	四一〇円	三三〇円

二 適用

平成二十九年四月一日から適用する。

徳島県告示第百七十六号

阿波市長から、平成二十八年徳島県告示第六百四十三号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を平成二十九年三月十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第百七十七号

平成二十八年徳島県告示第七十三号（徳島県土地利用基本計画を変更した件）をもつて公表した徳島県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 変更に係る事項

徳島県土地利用基本計画の森林地域の区域の一部

二 変更内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部用地対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

徳島県告示第七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第二十二條の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会が、法第二十二條の二第二項の講習として実施する講習
- 二 公益社団法人全日本不動産協会が、法第二十二條の二第二項の講習として実施する講習
- 三 他の都道府県知事が法第二十二條の二第二項の規定に基づき指定する講習で、徳島県知事が特に認められたもの

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第四条」を「第四条第一項及び第二項」に改め、「人事委員会規則第三条の通勤届に係る」を削り、「月額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第四号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

徳島県公安委員会委員長 森 山 節 子

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十二年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「会計課に、」の下に「装備管理室及び」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

六 警察装備に関すること（第五条第一項第七号及び第八号に規定するものを除く。）

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 装備管理室は、前項に掲げる事務のうち第二号及び第六号の事務をつかさどる。

第五条第一項第七号中「警察装備」を「拳銃の管理」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 警察車両の運用に関すること。

第五条第三項中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第二十八条第三項中「公安委員会補佐室」の下に「、装備管理室」を加え、同項の表公安委員会補佐室の項の次に次のように加える。

装備管理室	長	装備管理室 事務を掌理する。	警察官以外の警察職員
	指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警部
	専門官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表会計課の項を次のように改める。

会計課	会計管理官	予算の編成及び執行の事務の総括調整に関すること。	警視又は警部
-----	-------	--------------------------	--------

第二十八条第四項の表厚生課の項中「厚生管理官」を「厚生管理幹」に、「指導」を「指導の総合調整」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。